

入札条件及び指示事項（建設工事用）

入札条件

1 競争入札参加者心得等

入札参加者は、「岩国市建設工事等に係る競争入札参加者心得」（以下「入札参加者心得」という。）、入札公告等（入札公告並びに指名競争入札における指名通知及び現場説明書をいう。以下同じ。）、設計図書類等（設計図書、この入札条件及び指示事項、その他の入札公告等に添付する書類をいう。以下同じ。）及び工事現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守らなければならない。

一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。以下同じ。）の場合においては、次に掲げる事項、その他の入札公告に定める入札に参加できる者の資格要件に該当していることを確認の上で入札に参加しなければならない。また、指名競争入札においては、次に掲げる事項を満たさない者は入札を辞退しなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 「岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加の取り扱いは、「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準（岩国市契約監理課）」によるものとする。
- (5) 設計図書類等に示す資格要件を具備する技術者の配置ができない場合。

2 制度要綱・要領及び申請様式

入札参加者心得、この入札に関連する制度要綱・要領及び提出書類の様式その他重要な連絡事項については、岩国市公式ウェブサイトの契約監理課のページに掲載するので、入札参加者は、それらを閲覧し、又は必要な書類を適宜ダウンロードして閲覧若しくは使用をすること。

ただし、個別の入札における入札公告等又は設計図書類等において提出書類の様式を指定した場合は、その指定した様式を使用すること。

3 電子入札システムの利用

(1) 利用方法等

岩国市電子入札システムの利用をする際は、「岩国市電子入札実施要領」に定める事項に留意すること。また、「岩国市電子入札ポータルサイト」を参照し、必要な準備等を行うとともに、電子入札システムのマニュアル等を熟覧し理解のうえ利用すること。

なお、電子入札で行われる入札において、やむを得ない理由により紙入札で入札参加をする際は、「紙入札での入札参加手引（岩国市契約監理課）」に定める事項のとおりとする。

(2) 代表者等を変更した場合の取扱い

電子入札システムを利用して行う入札の場合、契約代表者等（工事に係る岩国市の競争入札参加資格の登録における「岩国市と契約を締結する相手方（本店又は委任先の支店・営業所等）の代表者（代表取締役、支店長等）」をいう。）の変更（死亡した場合を含む。）後に、競争入札参加資格の審査事項の変更手続及びICカードの名義変更の両方又は一方を行わずにした入札は無効とするので、契約代表者等を変更した場合は次のとおり対応すること。

ア 新しいICカードが届くまでの間は、紙入札での入札参加となるので、「紙入札での入札参加手引」のとおり、必ず発注者へ紙入札参加承認願を提出すること。

イ 直ちに、「競争入札参加資格審査事項等変更届」による入札参加資格の審査事項の変更手続及びICカードの更新手続を行うこと。

ウ 新しい IC カードが届いた場合は、必ず新しい IC カードで入札をすること。

(3) 受任者で登録している場合の取扱い

競争入札参加資格の登録において、岩国市と契約を締結する相手方として「委任先（本店以外の営業所等）で契約をする」とし、受任者で登録している者が、「本店の代表者（代表取締役等）」名義の IC カードを利用して行った入札は無効とする。

(4) 複数の IC カードを所持している場合

入札をする権限を有する者が 2 名以上いる場合で、IC カードを複数所持している場合は、契約代表者等の名義の IC カードにより入札を行うこと。契約代表者等でない名義の IC カードにより行った入札は無効とする。

また、建設工事とコンサルタント業務等の同じ名義のカードを複数所持している場合で、当該案件の事業区分と異なる業者番号で利用者登録した IC カードにより行った入札は無効とする。

4 経営事項審査

岩国市に写しを提出した経営事項審査結果「総合評定値通知書」の有効期間（審査基準日から 1 年 7 か月）が経過してもなお、新たな総合評定値通知書の写しを岩国市に提出していない者は、入札に参加する資格がないものとする。

5 入札

(1) 紙入札による入札参加

ア 電子入札システムによる入札を原則とする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、紙入札参加の手続きを行い承認を受けることで、紙入札を行うことができるものとする。

イ 入札書には、入札参加資格審査申請書に添付した「使用印鑑届」の届出印を使用すること。ただし、入札前に提出する委任状による代理人が入札するときは、その委任状の使用印鑑欄に押印の印鑑を使用するものとする。なお、入札書に「使用印鑑」の押印のない入札は無効とする。

ウ 入札書の用紙は、配布した指定様式を複写したもの又は指定様式どおり作成したものを使用すること。なお、様式の異なる入札書を使用したときは入札を無効とする。

エ 入札書及び工事費内訳書は、あて名、工事番号・工事場所・工事名及び入札参加者氏名（商号又は名称）を記入した封筒に入れ、のり付けのうえ封印（3 か所割印）し、提出すること。封印の無いものは無効とする。ただし、再度入札するときは、封筒は不要とする。

オ 設計図書の交付を紙媒体で受けた場合は、担当職員の指示に従い返却すること。

(2) 入札書の書換え等

入札書を提出した後は、いかなる場合も書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとし、工事費内訳書についても同様とする。ただし、入札の辞退は撤回に該当しないものとする。

(3) 入札参加の辞退

ア 入札を辞退する場合は、次の期間に辞退届を提出するものとする。

(ア) 条件付一般競争入札の場合においては、入札書等を提出した日から開札時刻までの間

(イ) 指名競争入札の場合においては、指名通知を受けた日から開札時刻までの間

イ 開札開始後における入札の辞退及び電子入札システム又は書面によらない辞退の表明は、認めないものとする。

ウ 提出した辞退届を取消及び撤回することはできないものとする。

6 入札の中止又は延期

(1) 電子入札システムの障害、入札参加者が談合又は不正不穩の行動をする等入札を公正に執行することができないと認められるとき、予定価格の決定に係る積算に疑義が生じたとき、その他市が必要と認めるときは入札の執行を中止、延期又は取り消すことがある。この場合において、本入札のために要した費用を市に請求することはできず、また、受理した入札書等は返却しないものとする。

(2) 指名競争入札の場合、入札執行宣言前に入札参加者が 1 者になった場合は、入札を中止する。ただし、一般競争入札においては、この限りでない。

(3) 前2号において、入札参加者は、異議又は苦情を申し立てることはできない。また、これにより入札参加者が損失を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わないものとする。

7 積算疑義申立て手続

「岩国市建設工事の入札に係る積算疑義申立てに関する取扱要領」に基づく対象工事である場合で、積算疑義申立て期間を設けるときは、落札候補者となりえる者が必ずしも落札者とはならず、落札候補者の決定を保留し、積算疑義確認の後に落札候補者を決定する。

8 低入札価格調査

「岩国市低入札価格調査実施要領」に基づく対象工事である場合、最低入札者が必ずしも落札者とはならず、落札候補者又は落札者の決定を保留し、低入札価格調査の後に落札候補者又は落札者を決定する。

9 契約の締結

契約書は、岩国市が指定したものとし、「岩国市建設工事請負契約約款」のとおりとする。ただし、別に入札公告等により契約約款を指定した場合は、指定したものを使用する。

10 契約保証金

落札者は、入札公告等において契約の保証を必要とする場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。なお、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

11 下請負人の制限

受注者は、岩国市において指名停止期間中にある者を下請負人として選定することはできないものとする。

12 現場代理人及び配置技術者

受注者は、工事の施工における現場代理人及び配置技術者（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。）については、次のとおりとする。

(1) 現場代理人及び主任技術者の取扱い

「岩国市現場代理人等取扱要領」によるものとする。なお、同要領における現場代理人の資格要件に記載された「直接的な雇用関係」については、配置技術者の例による。

(2) 配置技術者の資格要件等

配置技術者は、以下の要件を全て満たさなければならない。

ア 配置技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により配置すべきとされている技術者の資格を有する者を工事現場に配置すること。

また、入札公告等において専任を要すると定める場合は、専任で配置すること。

イ 配置技術者と受注者との間の雇用関係については、「監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号）」（以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。）における「二・四監理技術者等の雇用関係」によること。

(3) 低入札価格調査を経て請負契約を締結した場合

当該工事が低入札価格調査を経て請負契約を締結した場合は、現場代理人及び配置技術者を専任で本工事に配置することとし、他の工事の現場代理人又は配置技術者を兼務してはならないものとする。

(4) 主任技術者又は監理技術者の兼務要件

本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は、以下のとおりとする。

ア 専任特例1号の主任技術者又は監理技術者の配置を予定する場合は、条件付一般競争入札実施要領様式第5-1号の添付があることを以て、兼務可能であるものとし、入札参加資格の確認を行うものとする。

専任特例 1 号の主任技術者又は監理技術者の配置する場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三 監理技術者等の工事現場における専任（２）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例」の専任特例 1 号の要件を満たさなければならない。

当該工事へ専任特例 1 号の主任技術者又は監理技術者を配置することとなる場合、要件を満たすことの確認のため、落札決定後速やかに確認できる資料（監理技術者制度運用マニュアル三（２）①⑥）に規定する「人員の配置を示す計画書」（別紙 1 参照）を提出するものとする。

イ 専任特例 2 号の監理技術者の配置を予定する場合は、入札公告に示す専任特例 2 号の監理技術者の配置を条件により認める工事において、条件付一般競争入札実施要領様式第 5－2 号の添付があることを以て、兼務可能であるものとし、入札参加資格の確認を行うものとする。

専任特例 2 号の監理技術者を配置する場合は、以下の（ア）～（ケ）の要件を全て満たさなければならない。

- （ア） 本工事の請負対象設計額が 3 億円未満（営繕系工事の場合は 2 億円未満）であること。
- （イ） 建設業法 第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- （ウ） 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- （エ） 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- （オ） 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- （カ） 監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね 10 km 以内、又は岩国市内の工事でなければならない。なお、兼務する工事の発注機関は問わない。
- （キ） 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- （ク） 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- （ケ） 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

当該工事へ専任特例 2 号の監理技術者を配置することとなる場合、要件を満たすことの確認のため、落札決定後速やかに確認できる資料（別紙 2 参照）を提出するものとする。

(5) 営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定する場合（ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。）は、以下のとおりとする。

条件付一般競争入札実施要領様式第 5－3 号の添付があることを以て、兼務可能であるものとし、入札参加資格の確認を行うものとする。

営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二一 二 監理技術者等の設置（５）営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係②」の要件を満たさなければならない。

当該工事へ営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者を配置することとなる場合、要件を満たすことの確認のため、落札決定後速やかに確認できる資料（監理技術者制度運用マニュアル三（２）①⑥）に規定する「人員の配置を示す計画書」（別紙 1 参照）を提出するものとする。

(6) 専任特例 2 号の監理技術者及び監理技術者補佐の確認

建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第 1 項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。（現在従事している工事の従事役職が主任技術者又は監理技術者であり、本工事と重複

する期間が生じる可能性がある場合、当該技術者は本工事における工期の始期以降、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。）

ただし、専任特例 2 号の監理技術者の配置を行う場合は本工事を含め 2 工事を上限とし兼務ができるものとする。また、この場合において、本工事に専任で配置を行う監理技術者補佐は、本工事における監理技術者補佐として配置後、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。なお、専任特例 2 号の監理技術者を配置する場合、常駐義務を要する現場代理人との兼務は認めない。

(7) 配置技術者の変更

配置技術者の変更は、以下のとおり取り扱う。

ア 契約締結前（条件付一般競争入札）

配置技術者の変更は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職又は転勤の場合に限り認める。

イ 契約締結後（条件付一般競争入札、指名競争入札及び見積合わせ）

配置技術者の変更の取扱いは、「監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の途中交代の取扱いについて（岩国市契約監理課）」に記載された事由に該当する場合のみ認める。なお、工場製作を含む工事における場合の扱いは、工事着手前に予め表明すること。また、総合評価競争入札方式により実施した場合は、「指示事項」の 8 の(9)に留意すること。

(8) 配置技術者の専任期間

配置技術者の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三（３）監理技術者等の専任期間」によること。なお、専任を要さない期間のうち、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）は、次のとおり取扱う。

他の工事に従事している配置技術者が当該工事と重複する可能性がある場合、現場施工に着手する時点（特記仕様書に定めのある場合を除き、契約書に示す着手日以降 30 日以内）から当該工事に専任できる場合は、現場施工に着手するまでの間は配置技術者の専任を要しない。

(9) 若年技術者の工事現場における専任

総合評価方式の場合で、「資格」において「若手技術者」として点を付与された場合は、建設業法の規定にかかわらず、配置技術者を専任させること。

この場合の専任については、建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定を適用する。

13 支払条件等

(1) 前払金

請負代金の額が 300 万円以上の工事について、請負代金の額の 4 割を超えない金額（10 万円未満の端数切捨て）を支払う。

(2) 部分払

請求できる回数は、下表のとおりとする。ただし、中間前払金を選択している場合は、予算の繰越等の特別な理由がある場合以外は、部分払金を請求できない。

請負代金の額	支払回数
1,000 万円以上 5,000 万円未満	1 回以内
5,000 万円以上	2 回以内

(3) 中間前払金

請負代金の額が 1,000 万円以上の工事について、以下の要件を満たしているかについて発注者の認定を受けた場合に、請負代金の額の 2 割を超えない金額（10 万円未満の端数切捨て）を支払う。

ア 工期の 2 分の 1 を経過していること。

イ 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するこ

と。

(4) 債務負担行為の場合の特例

この契約に債務負担行為が設定されている場合は、(1)から(3)に掲げる「請負代金の額」を「各年度における出来高予定額」に読み替えるものとする。

指示事項

1 施工管理基準等

- (1) 土木工事の施工に当たっては、公告又は指名通知日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」及び「山口県土木工事施工管理基準」によること。
- (2) 港湾工事及び港湾海岸工事の施工に当たっては、公告又は指名通知日における最新の「山口県土木工事共通仕様書（港湾編）」及び「山口県土木工事施工管理基準（港湾編）」によること。
- (3) 建築工事の施工に当たっては、公告又は指名通知日における最新の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び国土交通省住宅局住宅総合整備課監修「公共住宅建設工事共通仕様書」のうち設計図書において示すものによること。

2 工事の仕様

本工事の施工条件、仕様及び特記事項は、施工条件書、設計書及び特記仕様書のとおりとする。

3 法規の遵守

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 受注者は、工事の施工に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の過積載の防止等に関する規定、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）の委託運送時の許可業者の使用等に関する規定等の関係法令を遵守すると共にエコドライブ運転に努めること。
また、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条の 2 に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。
- (3) 受注者は、工事に使用する工事車両について、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 48 条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

4 適正な下請契約及び施工体制の確保

- (1) 受注者は、下請けの有無や下請金額に関わらず、すべて「下請予定表」を提出することとし、下請契約を締結した場合は「施工体制台帳の写し（添付書類も含む。）」及び「施工体系図の写し」を提出すること。
なお、「下請予定表」は工事着手前までに「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」は下請工事の着手前までに提出することとし、下請け体制に変更が生じた場合は、その都度変更に係る「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」を提出すること。
- (2) 受注者は、一次下請負人が二次以下の下請負人又は労務者に対して、建設業法等の法令に違反した行為を行わないよう指導すること。また、法令に違反したときには、是正を求めること。
- (3) 受注者は下請負人に対し、取引上の地位を不当に利用し、下請工事に通常必要と認められる原価に満たない額で請け負わせてはならないこととされており、適正な下請代金を設定すること。また、下請代金の支払は、できる限り現金とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とする等支払条件の向上に努めること。さらに受注者は、発注者より前払金の支払を受けたときには、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。
- (4) 受注者は、「工期に関する基準」（令和 2 年 7 月中央建設業審議会決定）等に基づいて建設工事に従事する者が長時間労働や週休 2 日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする著しく短い工期とな

ることのないよう、適正な工期で下請負人と請負契約を締結すること。

- (5) 受注者は、「建設業法令遵守ガイドライン」に基づき、下請負人が実施する労働災害防止対策を明確化し、これに要する経費を含んだ額による下請契約の締結に努めること。

5 社会保険等未加入対策

- (1) 受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（令和4年3月30日国不建キ第39号）」に基づき、適切な保険に加入している下請企業を選定するとともに、社会保険の加入状況を確認・指導すること。また、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の活用等により、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による適正な下請代金を設定すること。
- (2) 受注者は、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、これを履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者）を下請契約（一次下請契約に限る）の相手方としてはならない。ただし、特別の事情がある場合は、あらかじめ理由を付した書面を提出し発注者の承認を得ること。

なお、契約書第7条の2第3項に規定する違約罰（制裁金）を課された場合、契約違反（「岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領」別表の措置基準「5 契約違反」をいう。以下同じ。）として取り扱い、指名停止措置による対応として工事成績評定点を上限20点として10点以上減点する。

6 市内産資材の活用

受注者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、岩国市ふるさと産業振興条例（平成21年9月30日条例第26号）の趣旨を踏まえ極力、市内生産業者又は市内取扱業者からの購入に努め、使用材料については、「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。

7 市内業者の下請活用

受注者は、本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合は、岩国市ふるさと産業振興条例（平成21年9月30日条例第26号）の趣旨を踏まえ極力、市内業者の活用に努めること。

8 総合評価方式に係る評価事項

- (1) 総合評価方式による場合は、入札公告等に明記するので技術評価に必要な資料（技術資料）を作成し、指定日までに提出すること。なお、技術資料が提出されない場合の入札書は、無効とする。
- (2) 技術資料の様式、評価項目及び配点等については、「総合評価方式による競争入札の手引き（岩国市契約監理課）」のとおりとする。
- (3) 落札者の決定方法については、以下のとおりとする。

ア 標準点に加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格で除したものを評価値とし、評価値の最も高い入札者を落札候補者とする。さらに、既定の期間内に入札参加資格を有していることが確認できた落札候補者を落札者とする。

イ 入札価格が入札書比較価格の制限の範囲内にあり、評価値が標準点を入札書比較価格で除した値（基準評価値）を下回らない者で、低入札価格調査制度において不落札でない者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、落札候補者となり得る者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を定めるものとする。

- (4) 技術提案資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。また、提出された技術提案資料は返却しない。
- (5) 受注者は、提案した技術提案資料の内容に沿った施工をすること。
- なお、受注者の責により提案内容を満足する施工が行われなない場合は、再度の施工を行わせるものとし、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評定点を下表（工事成績評定点減点一覧表）のとおり減点する。ただし、減点の上限は20点とする。また、不誠実な行為として取り扱うことがある。技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の取扱いとする。
- (6) 「ISO9001の取得状況」、「ISO14001の取得状況」、「労働安全衛生マネジメント等の認証状況」の各項目において点を付与された場合であって、技術提案資料の提出後、工事完成までに各項目の有効期限が

切れる場合は、当該項目について、その有効期限内に、更新後の登録証の写し等、取得・認証状況を示す資料を提出すること。

提出された資料により当該項目の取得・認証状況が確認できない場合は、(5)と同様の取扱いとする。

- (7) 「市内産資材の購入又は、市内取扱業者からの購入」で、市内産資材の購入又は、市内取扱業者からの購入した資材（以下、市内産資材等という。）を活用するとして点を付与された場合には、工事完成時にそのことが確認でき、また、購入実績が確認できる資料（納品伝票の写し等）を提出すること。

提出された資料により、発注者が指定した資材について、市内産資材等の活用が確認できない場合は、(5)と同様の取扱いとする。

- (8) 「市内業者の下請活用」の項目において点を付与された場合、下請契約の総額にかかわらず施工体系図を提出すること。また、この場合、100 万円以上の下請負人（二次下請以降を含む。）との契約締結後、契約内容及び契約額等が確認できる資料（契約書の写し等）を速やかに提出するものとし、下請負人との契約を変更する必要がある場合は、速やかに変更契約を締結し同資料及び変更後の施工体系図を提出すること。

なお、岩国市内に工場がある企業を活用する場合は、その所在地を証明する資料及び共同企業体として工場を保有している場合は出資比率を証明する資料を提出すること。

提出された資料により入札公告時に提示した要件に基づく「市内業者の下請活用」と同じ評価ができない場合は、(5)と同様の取扱いとする。なお、この評価に当たり、当初 100 万円未満の下請工事が変更設計に伴う数量増等受注者の責によらない理由により 100 万円以上となった場合、及び当初 100 万円以上の下請工事が変更設計に伴う数量減等受注者の責によらない理由により 100 万円未満となった場合は、当該下請工事は評価の対象としない。ただし、変更設計に伴う数量減等受注者の責によらない理由により、当初 100 万円以上の下請工事が、全て 100 万円未満となった場合又は全てなくなった場合には、工事成績評定点の減点及び不誠実な行為としての取扱いは行わない。

- (9) 落札決定後契約締結前又は契約締結後、入札条件の 12 の(6)により受注者が配置技術者を変更する場合は、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者に変更するものとする。これ以外の配置技術者に変更する場合は、(5)と同様の取扱いとする。

なお、配置技術者を変更する場合、入札公告時に提示した「施工経験」において評価対象とする工事は「受注者が変更を通知する日の属する年度の 8 年前の年度の 4 月 1 日から受注者が変更を通知する日までに完成し、引き渡し完了した同種工事」とし、「継続学習取組状況」において評価対象とする取組状況は「受注者が変更を通知する日の属する年度の 4 月 1 日から受注者が変更を通知する日までの間の任意の日から 1 年前の間」の取組状況とする。また、若手技術者は、受注者が変更を通知する日において、満 35 歳未満の者とする。

- (10) 工事完了後、技術提案資料に関する不履行等が発覚した場合は、(5)と同様の取扱いとする。

工事成績評定点減点一覧表

評価項目	評価の細目	減点
地域貢献度	市内産資材の購入又は、市内取扱業者からの購入	5 点
	市内業者の下請活用	5 点
その他		評価細目ごとに 3 点

9 排出ガス対策

排出ガス対策型建設機械の取扱いは、共通仕様書（1-1-31 の 6）による。

ただし、施工条件書又は特記仕様書において特に指定がある場合は、指定した基準の排出ガス対策型建設機械を使用すること。

これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械（機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等）について監督職員と協議し、承諾を得ること。

※ 排出ガス対策型建設機械の指定状況については国土交通省ウェブサイトを参照のこと。

10 建設リサイクル

- (1) 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）（以下、「法」という。）及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）（以下「省令」という。）の対象工事である場合は、次の各号によらなければならない。

ア 落札日から閉庁日（「岩国市の休日に関する条例」に規定する休日をいう。以下同じ。）を除き 7 日以内に、監督職員へ説明書により法第 12 条に規定する説明を行うこと。

イ 落札日から閉庁日を除き 7 日以内に、法第 13 条及び省令第 7 条の規定する書類を契約監理課に提出すること。

ウ 契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面に基づき作成される。

エ 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。

（ア）解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。

（イ）再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

オ 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。

- (2) 受注者は、再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出すること。工事完了時は、「再生資源利用実施書」を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が工事現場から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了後は、「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提出すること。

なお、受注者は、計画書及び実施書を工事完成後 5 年間保存すること。

- (3) 再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成することとし、工事完了後に工事登録証明書を提出すること。

なお、COBRIS により作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」の EXCEL データを提出すること。

※ 建設副産物情報交換システムは、建設副産物情報センターのウェブサイトを参照のこと。

- (4) 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する場合、発注者へ搬出先の盛土規制法等の許可や工事現場の土壌汚染対策法等の状況を確認し、その確認結果票を作成すること。確認結果票は、再生資源利用促進計画の一部として取り扱い、現場掲示や保存を行うこと。

また、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに確認結果票の内容を通知すること。これらの内容に変更があった時も同様とする。

11 建設発生土

建設発生土の有効利用等については、以下のとおり取扱う。

- (1) 現場内及び公共工事間の流用に努めるものとし、やむを得ず残土が発生する場合は、設計図書に明示された搬出先に処分をすること。
- (2) 設計図書（施工条件書等）に搬出先が明示されている場合であっても、実施工程において公共工事間での調整が可能な場合は処分から流用に変更することや、工事間での調整がスムーズに進まない場合はストックヤードに一時堆積するなど、柔軟な対応により残土の抑制に努めること。
- (3) 受注者は、本工事が搬出元となる場合、搬出先から受領書の交付を受け、搬出情報を確認するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに受領書の写しを提示すること。また、受

領書又はその写しを工事完了後5年間保存すること。

- (4) 本工事が搬出先となる場合、受注者は搬出元に対し、搬入完了後速やかに受領書の交付を行うこと。
- (5) 受注者は、設計図書に購入土が計上されている場合であっても、発注者が他工事等からの流用が可能と判断した場合は、有効利用の観点から、原則として設計図書を変更するものとする。

12 コリンズの登録

受注者は、工事請負代金の額が500万円以上の工事について、コリンズ（工事实績情報システム）（一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。))に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、閉庁日を除き10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完成後、閉庁日を除き10日以内とする。
- (3) 施工中に、受注時登録データのうち、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に変更データを提出すること。

13 各種調査への協力

(1) 公共事業労務費調査への協力について

ア 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

イ 調査表等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査指導の対象に受注者になった場合、受注者はその実施に協力すること。また、本工事の経過後においても、同様とする。

ウ 公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表の提出が行われるよう受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うこと。

エ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は当該下請工事の発注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）がア～ウと同様の義務を負う旨を定めること。

(2) 施工合理化調査等への協力について

受注者は、国土交通省が実施する施工合理化調査（施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査、諸経費動向調査、施工情報調査）の対象工事となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。

(3) 建設副産物実態調査の協力について

受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。

(4) 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査

受注者は、発注者が実施する技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査の対象工事となった場合は、自らアンケートに回答するとともに、下請企業に対して調査への協力を要請する等、必要な協力を行うこと。

14 発注者支援業務委託

受注者は、建設コンサルタント等に委託した担当技術者が配置された場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 担当技術者が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、担当技術者は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものとする。
- (2) 監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を、担当技術者を通じて行うことがあるので、この際

は監督職員から直接指示又は、通知等があったものと同等とする。

(3) 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、担当技術者を通じて行うことができるものとする。

(4) 担当技術者等が配置された場合の管理技術者の氏名及び担当技術者の氏名は対象工事毎に別途通知する。

15 暴力団等の排除

(1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求、工事の妨害）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領」の指名停止措置基準に照し合せ指名停止措置を検討する。

(2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

(3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

(4) 不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。

16 標示板の設置等

工事現場における標示施設等については、「工事現場における標示施設等の設置基準」によるものとし、工事標示板の工事内容及び工事種別の記載は、施工条件書によることとする。

なお、その他記載内容、設置位置等については、監督職員と事前に協議すること。

17 工程管理

完成検査は、工期内を行うことを原則とする。そのため工事の完了及び完成書類等の提出は、これらの内容確認及び検査の日程調整に日数を要することから、これにかかる期間を見込んだ余裕をもった計画を立て実行すること。

18 書類の保管等

工事施工に伴う発注者への提出書類のうち発注者が指定する書類は、その原本を監督職員に提出し、確認を受けること。当該書類は、監督職員が確認した後に発注者に返却をするので、受注者は、当該書類を工事引渡し後5年間保管し、その間、発注者が必要とした場合は速やかに当該書類を発注者に提示できるよう、整理しておくこと。

19 公共工事の一斉土曜閉所の取組

建設業における将来の担い手の確保・育成に向け、建設現場の週休2日を実現するため、国・県・市町等の県内の発注機関が発注する工事において、一斉土曜閉所の取組を実施する。

なお、現場閉所実施日においては、終日、工事及び測量等の現場作業や現場事務所での事務作業を行わないものとする。

20 施工計画書作成時チェックシート

土木系工事における受注者は、施工計画書を提出する際には、「施工計画書作成時チェックシート」で記載内容を確認のうえ、チェックシートを添付すること。

年 月 日

人員の配置を示す計画書

対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
建設業者	名称(イ ^{※2})			
	所在地(イ)			
主任技術者 又は 監理技術者 (営業所技術者 又は特定営業所 技術者)	氏名(ロ)			
	所属営業所名(ロ)			※ 17条の5の場合のみ記載
	一日平均の 法定外労働時間(ハ)	見込み時間		実績時間
建設工事1	工事名称(ニ(1))			
	工事現場所在地(ニ(1))			
	契約締結営業所(ニ(1))	名 称		
		所 在 地		
	建設工事の内容(ニ(2))	※ 法別表1上段のどれか		
	請負代金の額(ニ(3))	※ 1億円未満(建築一式工事の場 合は2億円未満)である必要		
	移動時間(ニ(4))	※ 1日で巡回可能かつ概ね2時間以 内である必要		
	下請次数(ニ(5))	※ 3次以内である必要		
	工事現場の施工体制の確認方 法(ニ(7))			
	情報通信機器(ニ(8))			
	連絡員(ニ(6))	氏 名		
		所 属 会 社		
		実務の経験	工 事 名 称	期 間
		※ 土木一式工事又は 建築一式工事の場合に 記載 ※ 実務の経験は1年以 上である必要		年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月	
		合 計	年 月	
建設工事2	工事名称(ニ(1))			
	工事現場所在地(ニ(1))			
	契約締結営業所(ニ(1))	名 称		
		所 在 地		
	建設工事の内容(ニ(2))	※ 法別表1上段のどれか		
	請負代金の額(ニ(3))	※ 1億円未満(建築一式工事の場 合は2億円未満)である必要		
	移動時間(ニ(4))	※ 1日で巡回可能かつ概ね2時間以 内である必要		
	下請次数(ニ(5))	※ 3次以内である必要		
	工事現場の施工体制の確認方 法(ニ(7))			
	情報通信機器(ニ(8))			
	連絡員(ニ(6))	氏 名		
		所 属 会 社		
		実務の経験	工 事 名 称	期 間
		※ 土木一式工事又は 建築一式工事の場合に 記載 ※ 実務の経験は1年以 上である必要		年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月	
		合 計	年 月	

※ 1 : 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)

※ 2 : 省令(17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号)の該当する号等、他同じ

専任特例 2 号の監理技術者の兼務要件を満たすことを確認できる資料

項目	要件	確認書類
監理技術者 補佐	監理技術者補佐の資格を有すること	一級土木施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格の合格証の写し、又は、監理技術者資格者証の写し
	直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること	監理技術者資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写しなど ※有効期限内の健康保険被保険者証の写し (最長で令和 7 年 1 2 月 1 日まで)
兼務する他の工事	同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとすること	監理技術者が兼務する工事のコリンズの写しなど
他の工事との距離等	兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね 1 0 k m 以内、又は岩国市内であること	本工事場所と他工事の距離や位置が確認できる資料
兼務する場合の施工体制	以下の点について明らかにすること ・ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行する ・ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制をとる ・ 監理技術者補佐が担う業務等	業務分担、連絡体制等を記載した書類